

戦没者等の遺族に対する 第10回特別弔慰金

◆支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者

戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

第10回特別弔慰金

受付期日	小学校区	会場
6 / 10 水	東部	原市役所 南庁舎1階 東玄関前
6 / 11 木	童浦	
6 / 12 金	衣笠	
6 / 17 水	大久保	
6 / 18 木	中部	
6 / 19 金	野田	
6 / 24 水	神戸	
6 / 25 木	大草・六連	
6 / 26 金	旧田原町全校区	赤羽根市民センター
7 / 1 水	若戸	
7 / 2 木	赤羽根	
7 / 6 月	高松	
7 / 13 月	旧赤羽根町全校区	
7 / 8 水・9 木	泉	
7 / 10 金・15 水	清田・亀山	
7 / 16 木・17 金	福江	
7 / 22 水・23 木	中山	渥美支所 1階ロビー
7 / 24 金・29 水	伊良湖岬	
7 / 30 木	旧渥美町全校区	

③戦没者等の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどにより、順番が入れ替わります。

④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など） ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間

平成30年4月2日まで

◆申請受付会

表のとおり請求受付会を開催します

す。7月31日以降も市役所執務時間中、地域福祉課で随時受け付けます。

▼受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

▼持ち物 ①印鑑（後日、国債を受け取る時に使用するもの）

②戸籍などの証明手数料 ※申請者によって上記以外の書類などが必要な場合もあります。

▼地域福祉課

☎23局3512 FAX23局3545

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

いじめや虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごとや心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

▼日時 6月22日（月）～28日（日）

／午前8時30分～午後7時（ただし、6月27日・28日は午前10時～午後5時）

相談専用電話（フリーダイヤル）

*子どもの人権110番

☎01200007局110

▼名古屋法務局人権擁護部

☎052952局8111

介護者の交流会を開催

◆認知症介護者の集い

▼対象 認知症の家族を介護している方や認知症について知りたい方

▼開催日／内容（いずれも座談会あり） 7月9日（木） 認知症ケアと介護の基本 8月20日（木）

認知症の薬について 9月10日（木）誤嚥性肺炎について

▼時間 1時～3時

▼場所 田原福寿園

▼申し込み 開催日の2日前までに田原福寿園（☎27局0008）へ電話にて

◆家族介護者交流会

▼対象 〓ご家庭で家族を介護している方

▼開催日／内容（いずれも座談会あり）

7月16日（木） 介護者の体ケア

について 8月20日（木） 食事について

9月17日（木） 認知症について

▼時間 1時～3時

▼場所 渥美福寿園

▼申し込み 開催日の2日前までに渥美福寿園（☎34局6688）へ電話にて

◆高齢福祉課

☎23局4654 FAX23局3545

